

## 介護保険と確定申告について

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの方のおむつ代、③障害者控除として所得税法上の障がい者と同等と認定された要介護認定者の方がいる場合などについては、所得税控除の対象となります。

### ①社会保険料控除

平成28年1月から12月の浪江町介護保険料は減免になっているため、浪江町に住所を有する65歳以上の方で該当する方はいません。

### ②医療費控除

●介護保険サービス（居宅サービスや施設サービス）利用料等のうち、医療費控除の対象となるものは、「医療費控除対象額」と領収書に記載されているものです。

●おむつ代の取扱い  
寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象となります。

#### ▶対象者

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な方

#### ▶必要書類

##### 《初めて控除を受ける方》

- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」  
※証明書様式は介護係にあります。

##### 《2年目以降の方》

- 領収書
- 「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」でも可  
※申請が必要です。

### ③障害者控除

65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者控除を受けられる場合があります。

#### ▶対象者

65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護1から要介護5の認定を受けている方のうち、要件に該当する方。（要件とは要介護認定に際し、町が収集した主治医意見書の日常生活自立度によります）

#### ▶基準日

所得控除対象年の12月31日（被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日）

#### ▶手続き方法

《浪江町役場町民税務課で申告する場合》

手続きは不要です。

##### 《上記以外の場合》

- 「障害者控除対象者認定書」の申請手続きが必要です。
- 申請書が必要な方は介護係にご連絡ください（ダウンロード可）。
- 「障害者控除対象者認定書」は申請書を審査し発行します。
- 手続きは余裕をもって行うようお願いします。

☎介護福祉課介護係 ☎0243(62)0172

# 所得税確定申告の相談 住民税申告

所得税確定申告および住民税申告の相談を実施します。期間は下記のとおりですので、3月15日(水)までに申告するようにしてください（役場では申告期間外の所得税確定申告の相談はお受けできませんので、十分ご注意ください）。

☎町民税務課課税係  
☎0243(62)4735

### 浪江町の申告相談スケジュール

月 日	受付時間	受付会場
2月16日(木)	9時～15時	二本松事務所
2月17日(金)		
2月18日(土)	申告休み	
2月19日(日)	9時～15時	二本松事務所
2月20日(月)		
2月21日(火)		
2月22日(水)		
2月23日(木)		
2月24日(金)	申告休み	
2月25日(土)	申告休み	
2月26日(日)	9時～15時	二本松事務所
2月27日(月)		
2月28日(火)		
3月1日(水)		
3月2日(木)		
3月3日(金)		
3月4日(土)		
3月5日(日)	申告休み	
3月6日(月)	9時～15時	二本松事務所
3月7日(火)		
3月8日(水)		
3月9日(木)		
3月10日(金)	申告休み	
3月11日(土)	申告休み	
3月12日(日)	申告休み	
3月13日(月)	9時～15時	二本松事務所
3月14日(火)		
3月15日(水)		

### 福島県内の税務署の確定申告相談会場

土・日・祝日は除きます。ただし、2月19日(日)および2月26日(日)は、ウィル福島アクティおろしまち（福島税務署開設）でのみ相談会場を開設します。また、受付時間は各会場で異なりますので、詳細は避難先最寄りの税務署にお問い合わせください。開設期間以外の申告相談については、各税務署で行います。

県外の税務署につきましては、該当の県外の税務署にお問い合わせください。

税務署	確定申告相談会場	開設期間	電話番号
福島税務署	ウィル福島 アクティおろしまち (福島市鎌田字卸町10-1)	2月16日から 3月15日まで	024(534)3121
会津若松税務署	アピオスペース (会津若松市インター西90)	2月13日から 3月15日まで	0242(27)4311
郡山税務署	南東北総合卸センター協同組合イベントホール (郡山市喜久田町卸1-1-1)	2月13日から 3月15日まで	024(932)2041
いわき税務署	イオンいわき店 2階 (いわき市平字三倉68-1)	2月8日から 3月15日まで	0246(23)2141
白河税務署	白河市産業プラザ人材育成センター 2階講堂 (白河市中田140)	2月16日から 3月15日まで	0248(22)7111
須賀川税務署	須賀川市産業会館 2階 (須賀川市花岡34-2)	2月16日から 3月15日まで	0248(75)2194
喜多方税務署	喜多方税務署内 (喜多方市字花園38)	2月16日から 3月15日まで	0241(24)5050
相馬税務署	相馬市振興ビル 6階 (相馬市中村字塚ノ町65-16)	2月8日から 3月15日まで	0244(36)3111
二本松税務署	二本松市市民交流センター (二本松市本町2-3-1) ※駐車場有料	2月16日から 3月15日まで	0243(22)1192
田島税務署	田島税務署内 (南会津郡南会津町田島字寺前甲2939-2)	2月16日から 3月15日まで	0241(62)1230

### ご持参いただく書類等

右の各欄に該当する書類、印鑑(認印可、シャチハタ不可)を忘れずにお持ちください。また、申告により所得税の還付が発生する場合がありますので、ご本人の口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード等)もお持ちください。

なお、前年申告をした方は、確定申告書の控えまたは町県民税申告書の控え、東京電力の賠償金を複数年に分けて申告している方は、賠償金が分かる明細書を、最終年分の申告が終わるまで、毎年ご持参ください。

※会社等で年末調整している方で、その収入と所得控除に変更がない方は確定申告をする必要はありません。

※右記以外の内容の申告をする場合には、必要な書類が異なりますので、事前に、最寄りの税務署または浪江町役場町民税務課にお問い合わせください。

所得税確定申告の相談は、全国の税務署が開設する申告会場および浪江町役場二本松事務所にて行うことができます。遠方地に避難されている方は、避難先最寄りの税務署での相談をご検討ください。  
町では、二本松事務所でのみ申告の相談・受付を行います。消費税・贈与税・相続税・青色の所得税確定申告は、町では受付ができませんので、税務署にお問い合わせください。

	項目等	必要書類	
所得税	給与 雑・公的年金等	源泉徴収票(原本)	
	事業・営業等 事業・農業 不動産 配当	白色申告者 …収支の内訳(各合計)がわかるもの 種類に応じた支払通知書	
	賠償金等	給与(就労不能損害) 事業・営業等 事業・農業 不動産	東京電力による各賠償額の内訳と合意日等が分かる明細書
	控除等	生命保険料控除 地震保険料控除	会社等が発行する確定申告用の証明書(原本)